

門前地区農道事故補償対策特別委員会設置に関する決議

このことについて、別紙のとおり決議を求める。

平成五年十二月八日提出

提出者	三朝町議会議員	福田家
賛成者	三朝町議会議員	吉田公博
賛成者	三朝町議会議員	安井由行
賛成者	三朝町議会議員	田栗公雄
賛成者	三朝町議会議員	岡嶋達雄
賛成者	三朝町議会議員	藤井享
賛成者	三朝町議会議員	御船征夫

平成五年拾貳月八日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

門前地区農道事故補償対策特別委員会設置に関する決議

次のとおり、地方自治法第一百十条及び三朝町議会委員会条例第五条の規定により門前地区農道事故補償対策特別委員会を設置するものとする。

- 一 目的 門前地区農道事故補償について審査・研究する。
- 二 委員の定数 五人
- 三 経費 予算の範囲内
- 四 審査期間 本審査が終了するまで閉会中の継続審査とする。